別紙

懲戒処分の指針

第１ 基本事項

　　本指針は，代表的な事例を選び，それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

　　具体的な処分量定の決定に当たっては，

　①非違行為の動機，態様及び結果はどのようなものであったか

　②故意又は過失の度合いはどの程度であったか

　③非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか，その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

　④他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

　⑤過去に非違行為を行っているか

等のほか，適宜，日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

　　個別の事案の内容によっては，標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば，標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として，

　①非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき

　②非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき

　③非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき

　④過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき

　⑤処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき　がある。

また，例えば，標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として，

　①職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき

②非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

　　なお，標準例に掲げられていない非違行為についても，懲戒処分の対象となり得るものであり，これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第２　監督責任

職員の懲戒処分を行った場合において，当該職員の管理監督者が次のいずれかに該当するときは，当該管理監督者に対しても懲戒処分を行うものとする。

①懲戒処分を受ける当該職員に対し，適正な指導監督を行っていなかったとき

②当該職員の非違行為を知っていたにもかかわらず，その事実を隠ぺいし，又はこれを黙認したとき

第３　関係職員の懲戒処分

職員の懲戒処分を行った場合において，当該職員以外の職員が次のいずれかに該当するときは，当該職員に対しても懲戒処分を行うものとする。

①非違行為をした職員に対し，当該非違行為に係る事項を教唆し，又は当該非違行為をほう助したと認められるとき

②当該職員の非違行為を知っていたにもかかわらず，その事実を隠ぺいし，又はこれを黙認したとき

第４ 懲戒処分の標準例

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 違反内容 | | 服務義務違反詳細 | 懲戒等基準 | | | | |
| 懲戒解雇 | 諭旨退職 | 出勤停止 | 減給 | 譴責 |
| 1　一般服務 | | |  | | | | |
| （1）欠勤 | | ｱ 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠く |  |  |  | ○ | ○ |
| ｲ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠く |  |  | ○ | ○ |  |
| ｳ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠く | ○ | ○ | ○ |  |  |
| （2）遅刻・早退 | | 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠く |  |  |  |  | ○ |
| （3）休暇の虚偽申請 | | 病気休暇又は特別休暇その他承認を要する休暇等について虚偽の申請をする |  |  |  | ○ | ○ |
| （4）勤務態度不良 | | 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り，又は職務遂行に当たって上司の命令に従わない等により業務の運営に支障を生じさせる |  |  |  | ○ | ○ |
| （5）職場内秩序を乱す行為 | | ｱ 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱す |  |  | ○ | ○ |  |
| ｲ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱す |  |  |  | ○ | ○ |
| （6）虚偽報告 | | 事実をねつ造して虚偽の報告を行う |  |  |  | ○ | ○ |
| （7）重大な経歴詐称 | | 重要な経歴を偽り，採用された場合 | ○ | ○ |  |  |  |
| （8）秘密漏洩 | | ｱ 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし，業務の運営に重大な支障を生じさせる  ｲ 具体的に命令され，又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより，職務上の秘密が漏洩し，業務の運営に重大な支障を生じさせる | ○ | ○ | ○ |  |  |
|  |  | ○ | ○ | ○ |
| （9）個人の秘密情報の目的外収集 | | その職権を濫用して，専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する |  |  |  | ○ | ○ |
| （10）兼業の承認等を得る手続きのけ怠 | | 営利企業の役員等の職を兼ね，若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て，営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね，その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り，これらの兼業を行う |  |  |  | ○ | ○ |
| （11）セクシュアル・ハラスメント（性暴力等を含む。） | | ｱ　学生に対し，不同意性交等罪，不同意わいせつ罪，性的姿態等撮影罪等又は痴漢に当たる行為をする | ○ | ○ |  |  |  |
| ｲ　学生以外の者（児童生徒等を除く。）に対し，不同意性交等罪，不同意わいせつ罪，性的姿態等撮影罪等又は痴漢に当たる行為をする | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ｳ　ｱ又はｲに準ずる行為をする | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ｴ　相手の意に反することを認識の上で，わいせつな言辞，性的な内容の電話，性的な内容の手紙・電子メールの送付，身体的接触，つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返す |  | ○ | ○ | ○ |  |
| ｵ　ｴの場合において，わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ｶ　相手の意に反することを認識の上で，わいせつな言辞等の性的な言動を行う |  |  |  | ○ | ○ |
| （12）セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメント | | ｱ　修学，就労，教育及び研究（以下「修学・就労」という。）上の関係を持って，業務上必要かつ相当な範囲を超えた不適切な言動（あるいは意図的な無視）又は不当な拘束等を行い，修学・就労に関連する一定の不利益，損害若しくは支障（以下「不利益等」という。）を生じさせる又は不利益等を生じさせるおそれがあると認められる行為をする。 |  |  | ○ | ○ | ○ |
|  | | ｲ　ｱの場合において，その行為により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | ○ | ○ | ○ |  |  |
| 2　法人の金品等取扱い関係 | | |  | | | | |
| （1）横領 | | 法人の金品を横領する | ○ |  |  |  |  |
| （2）窃取 | | 法人の金品を窃取する | ○ |  |  |  |  |
| （3）詐取 | | 人を欺いて法人の金品等を交付させる | ○ |  |  |  |  |
| （4）紛失 | | 法人の金品を紛失する |  |  |  |  | ○ |
| （5）盗難 | | 重大な過失により法人の金品の盗難に遭う |  |  |  |  | ○ |
| （6）法人設備等損壊 | | 故意に職場において法人の設備，器物を損壊する |  |  |  | ○ | ○ |
| （7）失火 | | 過失により職場において法人の設備，器物の出火を引き起こす |  |  |  |  | ○ |
| （8）諸給与の違法支払・不適正受給 | | 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り，又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給する |  |  |  | ○ | ○ |
| （9）法人の金品及び物品の不適正処理 | | 自己保管中の法人の金品及び物品について不適正な処理をする |  |  |  | ○ | ○ |
| （10）コンピュータの不適正使用 | | 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し，業務の運営に支障を生じさせる |  |  |  | ○ | ○ |
| （11）研究不正 | | 東海国立大学機構における研究上の不正行為に関する取扱規程（令和5年度機構規程第1号）に定める研究上の不正行為を行う | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （12）研究費等不正使用 | | 東海国立大学機構における研究費等の不正使用防止に関する規程（令和2年度機構規程第80号）に定める研究費等の不正使用を行う | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3　児童生徒等に対する非違行為関係 | | |  | | | | |
| （1）  体罰その他不適切な指導 | ｱ 死亡又は重大な後遺症を残す負傷を負わせる | | 〇 | 〇 | 〇 |  |  |
| ｲ ｱ以外の負傷を負わせる | |  |  | 〇 | 〇 | 〇 |
| ｳ ｲの場合において，体罰が常習的又は体罰の態様が特に悪質なとき | | 〇 | 〇 | 〇 |  |  |
| ｴ ｱ,ｲ及びｳ以外の体罰をする | |  |  |  |  | 〇 |
| ｵ ｴの場合において，体罰が常習的又は体罰の態様が特に悪質なとき | |  |  | 〇 | 〇 |  |
| ｶ 不適切な指導を行い,相手に精神的苦痛を与える | |  |  | 〇 | 〇 | 〇 |
| （2）  児童生徒性暴力等 | 児童生徒等に対し，教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項各号に定める行為をする | | ○ |  |  |  |  |
| （3）  その他不適切な | ｱ 児童生徒等に対し，心理的な攻撃を加え，又は深刻な苦痛を感じさせるなど不適切な行為をする | | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |
| 行為 | ｲ 児童生徒間のいじめ等に間接的に加担し，又は助長した場合 | | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |
| 4　業務外非行関係 | | |  | | | | |
| （1）放火 | | 放火する | ○ |  |  |  |  |
| （2）殺人 | | 人を殺す | ○ |  |  |  |  |
| （3）傷害 | | 人の身体を傷害する |  |  | ○ | ○ |  |
| （4）暴行・けんか | | 暴行を加え，又はけんかした職員が人を傷害するに至らなかったとき |  |  |  | ○ | ○ |
| （5）器物損壊 | | 故意に他人の物を損壊する |  |  |  | ○ | ○ |
| （6）横領 | | ｱ 自己の占有する他人の物を横領する | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ｲ 遺失物，漂流物その他占有を離れた他人の物を横領する |  |  |  | ○ | ○ |
| （7）窃盗・強盗 | | ｱ 他人の財物を窃取する | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ｲ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取する | ○ | ○ |  |  |  |
| （8）詐欺・恐喝 | | 人を欺いて財物を交付させ，又は人を恐喝して財物を交付させる | ○ | ○ | ○ |  |  |
| （9）賭博 | | ｱ 賭博をする |  |  |  | ○ | ○ |
| ｲ 常習として賭博をする |  |  | ○ |  |  |
| （10）麻薬等の所持等 | | 麻薬，大麻，あへん，覚醒剤，危険ドラッグ等の所持，使用，譲渡等をする | ○ |  |  |  |  |
| （11）酩酊による粗野な言動等 | | 酩酊して，公共の場所や乗物において，公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をする |  |  |  | ○ | ○ |
| （12）セクシュアル・ハラスメント（性暴力等を含む。） | | ｱ　不同意性交等罪又は不同意わいせつ罪に当たる行為をする | ○ | ○ |  |  |  |
| ｲ　性的姿態等撮影罪等又は痴漢に当たる行為をする |  | ○ | ○ | ○ |  |
| ｳ　ｱ又はｲに準ずる行為をする | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| ｴ　相手の意に反することを認識の上で，わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返す |  | ○ | ○ | ○ |  |
| ｵ　ｴの場合において，わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| ｶ　相手の意に反することを認識の上で，わいせつな言辞等の性的な言動を行う |  |  |  | ○ | ○ |
| （13）淫行 | | ｱ 児童生徒等に対して，淫行（性交，性交類似行為，性的な部位への直接の接触等）をする | 〇 | 〇 | 〇 |  |  |
| ｲ 児童生徒等に対して，金品その他財産上の利益を対償として供与し，又は供与することを約束して淫行をする | ○ |  |  |  |  |
| 5　飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係 | | |  | | | | |
| （1）飲酒運転 | | ｱ 酒酔い運転をする | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ｲ ｱの場合において，人を死亡させ，又は人に傷害を負わせる | ○ | ○ |  |  |  |
| ｳ 酒気帯び運転をする | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| ｴ ｳの場合において，人を死亡させ，又は人に傷害を負わせる | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ｵ ｴの場合において，事故後の救護を怠る等の措置義務違反をする | ○ | ○ |  |  |  |
| ｶ 飲酒運転をした職員に対し，車両若しくは酒類を提供し，若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗する | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ※飲酒運転をした職員の処分量定，飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定 | | | | | |
| （2）飲酒運転以外での交通事故で人身事故を伴うもの | | ｱ 人を死亡させ，又は重篤な傷害を負わせる | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| ｲ ｱの場合において，事故後の救護を怠る等の措置義務違反をする | ○ | ○ | ○ |  |  |
| ｳ 人に傷害を負わせる |  |  |  | ○ | ○ |
| ｴ ｳの場合において，事故後の救護を怠る等の措置義務違反をする |  |  | ○ | ○ |  |
| （3）交通法規違反 | | ｱ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をする |  |  | ○ | ○ | ○ |
| ｲ ｱの場合において，物の損壊に係る交通事故を起こして，事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をする |  |  | ○ | ○ |  |
| 6　監督責任関係 | | |  | | | | |
| （1）指導監督不適正 | | 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で，管理監督者としての指導監督に適正を欠く |  |  |  | ○ | ○ |
| （2）非行の隠ぺい，黙認 | | 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず，その事実を隠ぺいし，又は黙認をする |  |  | ○ | ○ |  |